

岐阜県ボランティア活動振興基金助成事業申請に関する留意事項【Q&A】

Q. 他の助成金や補助金との併用は可能か？	A. できません。 なお、複数の事業を実施している団体が、当申請事業の経費を、他の助成金や補助金を受けていないことが明確にできる場合のみ、助成金の対象とすることができます。
Q. 寄付金の併用は可能か？	A. ですが、事前にご相談ください。 なお、寄付金である証明を実績報告時に提出してください。
Q. 同じ団体が複数の事業を実施している場合、消耗品・備品についても対象となるか。	A. 経費については、他の事業で使用していないことが明確にできる場合に限り、対象経費としてみとめます。
Q. 謝金について支払基準はあるのか。	A. 謝金の支払基準は定めていませんが、社会通念上相当で考える範囲でお願いします。金額の考え方については、確認をさせていただきます。
Q. 講師謝金に賃借料を含めてもいいか。 (※例えば、講師の自宅でイベントをする場合等)	A. できません。 謝金とは区別して計上してください。その根拠もお示しください。 なお、賃借料に関しては、類似の公共施設等を使用した金額相当を考えています。

～上記以外についてもご心配な点があれば、お気軽に県社協までお問い合わせください～